

住宅購入をお考えの方へ ～「定住促進補助金」のご案内～

住宅を取得された方を対象に補助金を交付します。(ただし、建て替えにより住宅を取得された方は除く)

【要件】

- ・住宅を取得した時点で40歳以下の方
- ・転入または転居により新たに住宅(マンション含む)を取得する方
- ・住宅の取得から1年以内に入居した方
- ・取得した住宅に5年以上定住することを誓約した方
- ・入居する世帯員(生計同一者含む)が2名以上の方
- ・住宅が共有名義であるときは、1名のみ申請可能
- ・世帯員に町税等の滞納がない方
(転入者は前住所地の市区町村税等の滞納がない方)

【基本額】

10万円(新築・中古は問わない)

【加算額】

<転入加算> 2万円加算

申請者が町転入後、1年を経過していない場合

<こども加算> 3万円加算

18歳以下のお子様がいる場合(人数は問わない)

【補助金の申請方法と添付書類】

住宅取得から1年以内に下記書類を提出してください。

- ①補助金交付申請書
 - ②世帯全員が記載されている住民票謄本(続柄記載)
 - ③定住誓約書
 - ④建物登記簿の全部事項証明書の写し
 - ⑤建物の平面図(間取図)
 - ⑥住宅までの案内図(縮尺1/1000～1/2500程度の地図に住宅の位置を示したもの)
 - ⑦転入者については、転入以前の住所地での完納(納税)証明書または非課税証明書等(世帯全員分)
 - ⑧登記が遅れる場合は、物件の取得を確認できる書類
- ※1世帯につき1回限りの交付です。

詳しくはお問合せください。

問政策課 ☎(57)4178

不動産無料相談会のお知らせ

不動産に関するさまざまな事柄のお悩みや疑問についての相談会を開催します。

☎6月14日(火)

①9時～10時 ②10時～11時 ③11時～12時

所役場本館2階大会議室

定先着3組(※各回1組)

対町内在住者または町内の不動産所有者

【相談員】栃木県宅地建物取引業協会県南支部理事

※事前予約制となります。

※偶数月の第2火曜日に開催予定です。

問政策課 ☎(57)4178

公共下水道への接続をお願いします

下水道管が整備された区域では、公共下水道に接続することが義務付けられています。未接続の世帯等は、速やかに接続をお願いします。接続工事は、町の指定を受けた指定工事店に依頼してください。

問上下水道課 ☎(57)4147

おれんじカフェ

「おれんじカフェ」とは認知症の方やその介護をされている方など、誰でも気軽に利用いただける憩いの場です。日頃の悩みや思いなどを同じ立場の人たちと共有しませんか。

☎5月17日(火)14時～15時※途中退出可

所ひまわり館

定先着15名

料無料

容講話「最新の特殊詐欺・悪徳商法の種類と予防策について」

☎5月2日(月)から

問合せ先へ電話または健康福祉課窓口まで

※感染症拡大などの状況により、中止となる場合があります。

※感染症予防のため会場内での飲食不可

(飲み物の提供は行いません。)

問健康福祉課 ☎(57)4173